

平成27年度 共済事業事務説明会

一般財団法人
沖縄県社会福祉事業共済会

一般財団法人 沖縄県社会福祉事業共済会

設立目的

沖縄県における民間社会福祉事業等従事職員の福利増進を図り、もって社会福祉事業の進展に寄与することを目的として設立。

沿革

昭和38年1月19日に「沖縄県民間社会福祉事業職員共済会」として設立し、以後、昭和61年3月28日に「財団法人沖縄県社会福祉事業共済会」として認可されました。その後、公益法人制度改革により平成25年4月1日に「一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会」として認可され現在に至っています。

事業概要

給付事業

退職共済金給付事業

慶弔見舞金給付事業(結婚、傷病、災害、死亡弔意金)

研修事業

各種研修・セミナー開催事業

福利厚生事業

長期在会加入者表彰

その他福利厚生事業(テーブルマナー教室等)

受託事業

社会福祉施設職員等退職共済制度受託業務
(退職手当金請求書・被共済職員退職届)

貸付事業

償還業務のみ(新規貸付は平成25年度より休止)

提携ローン

株式会社「セディナ」限定職域ローン

1. 退職共済金給付事業

(1) 加入資格

本会から加入を承認された沖縄県内の民間社会福祉施設・団体等(社会福祉法人が設置運営する老人保健施設も含む)の常勤職員並びに雇用期間が1年以上、労働時間が就業規則で定める正規職員の3分の2以上の嘱託・非常勤等職員で、所属長又は経営者から加入が承認された者。

(2) 掛金の額

標準給与月額の1,000分の40とし、加入承認された月から退職する月まで納付する。掛金納付負担の割合は下記による。

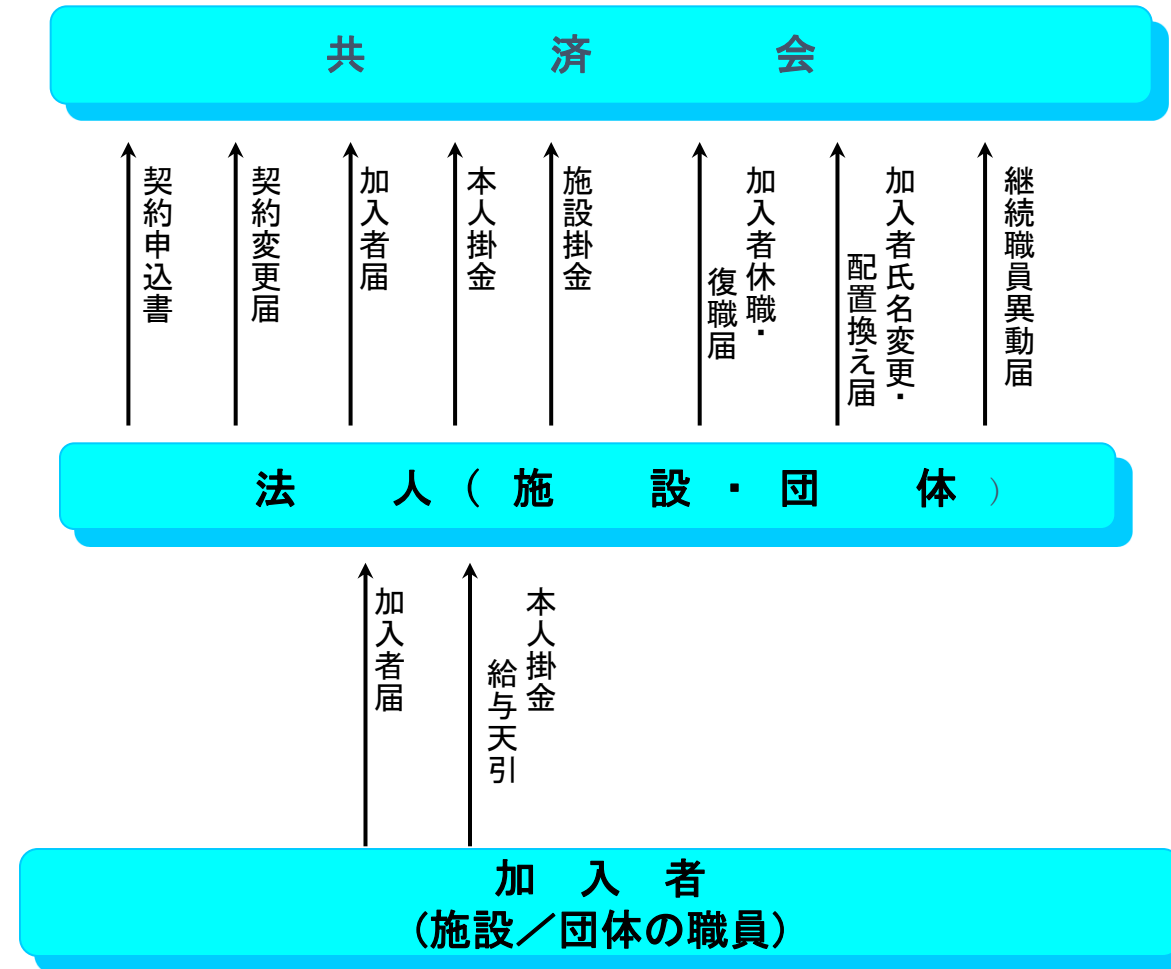
加入者負担 → 標準給与月額×1,000分の20

事業主負担 → 標準給与月額×1,000分の20

※ 標準給与月額＝毎年、4月1日現在の本俸月額(基本給)を基準に別表(1)の掛金基準表に該当する額で、翌年3月まで同額を納付する。

(3) 契約・加入・変更等

契約、加入及び変更等までの流れは次のとおり。



(4) 退職共済金給付

掛金納付した月から退職した年月までの勤務年月数を下記の退職共済金基準表(支給率)により乗じた額を給付。

退職共済金基準表

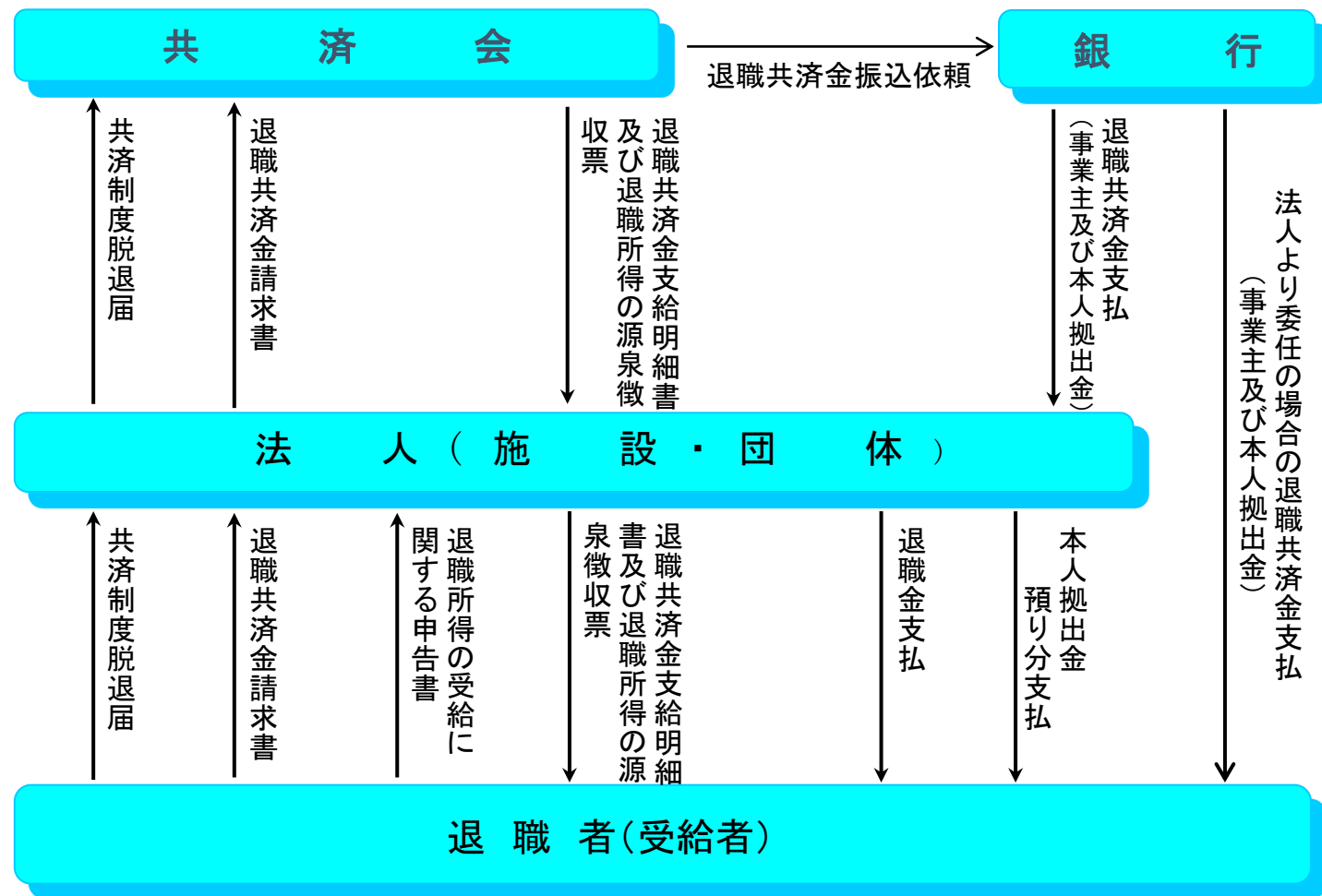
	加入期間	支給率
1	6カ月未満	掛金納入額の100分の50(個人掛金分)
2	6カ月以上3年未満	掛金納入額の100分の85
3	3年以上6年未満	掛金納入額の100分の100
4	6年以上9年未満	掛金納入額の100分の110
5	9年以上12年未満	掛金納入額の100分の115
6	12年以上20年未満	掛金納入額の100分の120
7	20年以上	掛金納入額の100分の125

(5) 退職共済金算定方法

本会加入から退職までに支払った掛金納入額に退職共済金基準表2～7に該当する支給率を乗じた額が退職共済金受取額となります。

(6)退職共済金支給方法

退職から退職共済金請求及び受給までの流れは次のとおり。



(7) 加入者、退職者等の状況

項目 年度	加 入 者 数			対前年比
	男	女	計	
平成25年度末加入者数	2,448名	3,826名	6,274名	
平成26年度加入者数	346名	527名	873名	
平成26年度退職者数	239名	492名	731名	
平成26年度末加入者数	2,555名	3,861名	6,416名	102% (142名増)

(8) 退職共済金の給付状況

平成26年度における退職共済金は731件で573,349,175円を給付

なお、法人化移行後の退職共済金給付状況は次のとおり

項 目 年 度	件 数	金 額	摘要
昭和61～平成20年度	8,328件	5,049,436,331円	
平成21年度	633件	524,273,384円	
平成22年度	623件	617,267,581円	
平成23年度	637件	665,929,101円	
平成24年度	785件	642,403,809円	
平成25年度	695件	576,848,708円	
平成26年度	731件	573,349,175円	
合 計	12,432件	8,649,508,089円	

2. 慶弔見舞金給付事業

種別	受給要件	給付金額	添付書類
(1) 結婚祝金	加入者が結婚した場合 (夫婦加入者の場合両方該当します。)	10,000円	所属長の証明 (預金通帳写)
(2) 死亡弔慰金	加入者死亡の場合 (夫婦加入者の場合本人死亡、配偶者死亡請求の2件該当します。)	本人の場合 100,000円	所属長の証明 及び死亡診断書 (預金通帳写)
	配偶者死亡の場合	10,000円	所属長の証明 (預金通帳写)
	一親等以内死亡の場合	5,000円	
(3) 傷病見舞金	疾病または傷病のため1ヵ月以上の入院・自宅療養した場合。但し、同一病名につき当該年度一回とする。	10,000円	所属長の証明 及び医師の証明 か診断書写 (預金通帳写)
(4) 災害見舞金	火災、風水害、被災者の場合	10,000円	所属長の証明及び 官公署発行 罹災証明書 (預金通帳写)
	特別の事情のある場合	支給限度額 30,000円	

※ 加入者となった月から受けられます。

※ 給付金は、加入者1人ひとりが支給対象となりますので、夫婦・家族についても個々に請求書を提出して下さい。

(1)結婚祝金の給付状況

平成26年度における結婚祝金は119件で1,190,000円を給付
なお、法人化移行後の結婚祝金給付状況は次のとおり

年 度 \ 項 目	件 数	金 額	摘要
昭和61～平成20年度	1,947件	19,470,000円	
平成21年度	95件	950,000円	
平成22年度	86件	860,000円	
平成23年度	105件	1,050,000円	
平成24年度	100件	1,000,000円	
平成25年度	109件	1,090,000円	
平成26年度	119件	1,190,000円	
合 計	2,561件	25,610,000円	

(2) 弔慰金の給付状況

平成26年度における死亡弔慰金は139件で905,000円を給付
なお、法人化移行後の死亡弔慰金給付状況は次のとおり

種 別 年 度	本 人		配偶者		一親等以内	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
昭和61～平成20年度	70件	7,000,000円	93件	930,000円	1,541件	7,705,000円
平成21年度	3件	300,000円	8件	80,000円	77件	385,000円
平成22年度	4件	400,000円	1件	10,000円	91件	455,000円
平成23年度	3件	300,000円	4件	40,000円	94件	470,000円
平成24年度	2件	200,000円	4件	40,000円	107件	535,000円
平成25年度	6件	600,000円	3件	30,000円	108件	540,000円
平成26年度	2件	200,000円	4件	40,000円	133件	665,000円
合 計	90件	9,000,000円	117件	1,170,000円	2,151件	10,755,000円

(3) 傷病見舞金及び災害見舞金の給付状況

平成26年度における見舞金は58件で590,000円を給付
なお、法人化移行後の見舞金給付状況は次のとおり

年 度 \ 項 目	件 数	金 額	摘要
昭和61～平成20年度	1,075件	10,860,000円	
平成21年度	48件	480,000円	
平成22年度	54件	540,000円	
平成23年度	65件	650,000円	
平成24年度	53件	530,000円	
平成25年度	54件	540,000円	
平成26年度	58件	590,000円	
合 計	1,407件	14,190,000円	

3. 研修事業

財団法人から一般財団法人への移行時の認可条件である公益目的支出計画に基づいて、一般県民を対象とした公益事業として実施されるもので、一般県民及び本会加入施設・団体を含めた公益目的支出計画実施事業として、社会福祉活動に関するセミナー等を開催し、県民の社会福祉に関する理解と参加促進を図るとともに福祉人材の確保養成を趣旨に、各種研修を実施。

4. 福利厚生事業

(1) 長期在会加入者表彰

対 象：毎年1月31日現在 本会在会30年の加入者
顕彰内容：顕彰式典の開催 表彰状・記念品の贈呈

(2) その他福利厚生事業

- ① テーブルマナー教室の開催
- ② 宮古・八重山・離島地区商品券進呈事業
- ③ 健康で豊かな生き方講座助成事業

5. 受託事業

独立行政法人 福祉医療機構が実施する「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」の「被共済職員退職届」の受理及び「退職手当金請求書・合算申出書」等の機構への送付について行っています。

6. 貸付事業

貸付事業については、一般財団法人への移行に伴い、貸金業への登録が困難なため、新規貸付業務を停止し、償還業務のみを行っています。

7. 提携ローン

新規貸付業務の停止に伴い、本会加入者限定として、低金利でご利用いただける「パーソナルローン」の提携契約を株式会社セディナと締結し、貸付の斡旋を行っています。

退職共済金の会計処理について

会計処理及び規程等の整備

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会が実施している、退職共済制度による退職共済金(本人の掛金は除く)は、「退職所得」として認めてもらうため、共済契約者(事業主)が支払者とした「社内退職積立金」扱いとして、事業主が支払った掛金(拠出金)は退職給付積立資産として貸借対照表へ計上する必要があります。そのため各施設・団体の対応としては、次のことをお願いしております。

1. 各施設・団体において、就業規則(退職金)又は退職規程の制定・整備を行う。

2. 各施設・団体としての会計処理を行う。

(1) 共済会掛金(事業主分)を拠出時に、退職給付引当資産並びに退職給付引当金として、貸借対照表に計上すること。

(2) 退職共済金支給時に、退職金として支出する会計処理を行なうこと。

※ 一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会が実施している、退職共済制度による退職共済金については退職一時金のみの取り扱いとなっております。

1 会計処理に関する勘定科目（社会福祉法人）

下記の表は、社会福祉法人会計基準(平成23年基準)に基づく、沖縄県社会福祉事業共済会退職共済事業の科目について説明をしています。勘定科目(小区分)については、参考として示しておりますので、法人・施設団体により科目名が異なる場合があります。

1. 貸借対照表科目

大区分	中区分	小区分	説明
＜資産の部＞			
固定資産 その他固定資産	退職給付引当資産	共済会退職共済金預け金	沖縄県社会福祉事業共済会の契約者が、掛金として支払済の預け金累計額をいう。
＜負債の部＞			
固定負債	退職給付引当金	共済会退職共済金引当金	将来支給する退職金のうち、当該会計年度末までに発生していると認められる金額をいう。

2. 事業活動計算書科目

大区分	中区分	小区分	説明
収益			
その他の収益	雑収益	共済会退職共済金収益	共済会退職金預け金 < 共済会退職共済金 > の差益を受け入れる科目。
費用			
人件費	退職給付費用	共済会退職共済金給付費用	法人・施設団体が拠出する掛金に見合う引当金繰入額。
		共済会退職共済金	共済会退職金預け金 < 共済会退職共済金 > の差益を退職金として支払う科目。

3. 資金収支計算書科目

大区分	中区分	小区分	説明
＜事業活動による収入＞			
その他の収入	雑収入	共済会退職共済金収入	共済会退職金預け金 < 共済会退職共済金 > の差益を受け入れる科目。
＜事業活動による支出＞			
人件費支出	退職給付支出	共済会退職共済金支出	共済会退職共済金として支払う科目をいう。
＜その他の活動による収入＞			
積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入	共済会退職共済金預け金取崩収入	共済会退職共済金預け金の取崩による収入科目。
＜その他の活動による支出＞			
積立資産支出	退職給付引当資産支出	共済会退職共済金掛金支出	共済会退職共済預け金へ積立の為の支出科目。(掛金)

2 会計処理に関する勘定科目（公益法人法人）

下記の表は、公益法人会計基準(平成20年基準)に基づく、沖縄県社会福祉事業共済会退職共済事業の科目について説明をしております。勘定科目(小区分)については、参考として示しておりますので、法人・施設団体により科目名が異なる場合があります。

1. 貸借対照表科目

大区分	中区分	小区分	説明
<資産の部>			
固定資産 特定資産	退職給付引当資産	共済会退職共済金預け金	退職給付を支払うための特定預金等(沖縄県社会福祉事業共済会の契約者が、掛金として支払済の預け金累計額をいう。)
<負債の部>			
固定負債	退職給付引当金	共済会退職共済金引当金	退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したもの(将来支給する退職金のうち、当該会計年度末までに発生していると認められる金額をいう。)

2. 正味財産増減計算書（損益計算書）科目

大区分	中区分	小区分	説明
経常収益			
雑収益	雑収益	共済会退職共済金収益	共済会退職金預け金 < 共済会退職共済金 の差益を受け入れる科目。
経常費用			
事業費・管理費	退職給付費用	共済会退職共済金給付費用	法人・施設団体が拠出する掛金に見合う引当金繰入額。
		共済会退職共済金	共済会退職金預け金 < 共済会退職共済金 の差益を退職金として支払う科目。

3. 収支計算書科目（参考）

大区分	中区分	小区分	説明
<事業活動による収入>			
その他の収入	雑収入	共済会退職共済金収入	共済会退職金預け金 < 共済会退職共済金 の差益を受け入れる科目。
<事業活動による支出>			
事業費・管理費支出	退職給付支出	共済会退職共済金支出	共済会退職共済金として支払う科目をいう。
<投資活動による収入>			
特定資産取崩収入	共済会退職共済金取崩収入		共済会退職共済金預け金の取崩による収入科目。
<投資活動による支出>			
特定資産支出	共済会退職共済金預け金支出		共済会退職共済金預け金へ積立の為の支出科目。

3 退職共済金に関する会計処理及び仕訳例

I 掛金納付時の会計処理について

共済会 掛金納付額 16,000円 ① 掛金(加入者負担分) 8,000円 ② 掛金(事業主負担分) 8,000円

1. 給与支払い時に加入者負担分を控除する

(1) 給与日に加入者負担掛金及び事業主負担掛金を納付

給与支払日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書仕訳処理		収支計算書仕訳処理	
ア. 加入者負担分控除	借 方	貸 方	借 方	貸 方
	給 料 8,000	預 金 8,000	給 料 8,000	支払資金 8,000
イ. 事業主負担分掛金 (事業主負担分)	借 方	貸 方	借 方	貸 方
	共済会退職共済金預け金 8,000	預 金 8,000	共済会退職共済金掛金支出 8,000	支払資金 8,000
※退職給付引当金の繰入	共済会退職共済金給付費用 8,000	共済会退職共済金引当金 8,000	仕訳なし	

(2) 給与日に加入者負担掛金を控除し預り

① 給与支払日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書仕訳処理		収支計算書仕訳処理	
加入者負担分控除	借 方	貸 方	借 方	貸 方
	給 料 8,000	預り金 8,000	給 料 8,000	支払資金 8,000

(3) 後日、加入者負担掛金預り分及び事業主負担掛金を納付(引落)

掛金納付日(引落・振込日)	貸借対照表・事業活動(損益)計算書仕訳処理		収支計算書仕訳処理	
ア. 加入者負担分掛金 (本人負担分)	借 方	貸 方	借 方	貸 方
	預り金 8,000	預 金 8,000	仕訳なし	
イ. 事業主負担分掛金 (事業主負担分)	借 方	貸 方	借 方	貸 方
	共済会退職共済金預け金 8,000	預 金 8,000	共済会退職共済金掛金支出 8,000	支払資金 8,000
※退職給付引当金の繰入	共済会退職共済金給付費用 8,000	共済会退職共済金引当金 8,000	仕訳なし	

Ⅱ 掛金累計額を上回る退職共済金を給付する場合

① 合計支給額	891, 272 円
② 加入者拠出額	434, 400 円
③ 退職共済金額	456, 872 円
④ 施設掛金累計額	434, 400 円
⑤ 掛金増減額（③－④）	22, 472 円

1. 共済会より退職者本人口座へ直接送金した場合

（1）簡便的方法（現金主義で処理した場合） ～ 3 月 3 1 日付退職者は次年度会計に入れる～

退職者への送金日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書仕訳処理		収支計算書仕訳処理	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方
退職共済金支払				
引当資産の取崩・引当金戻入	共済会退職共済金 引当金 434,400	共済会退職共済金 預け金 434,400	共済会退職共済金 支 出 434,400	共済会退職共済金 預け金取崩収入 434,400
掛金増加額	共済会退職共済金 22,472	共済会退職共済金 収 益 22,472	共済会退職共済金 支 出 22,472	共済会退職共済金 収 入 22,472

（2）原則的方法（発生主義で処理した場合） ～ 3 月 3 1 日付退職者は年度内会計に入れる～

決算日（期末 3/31）	貸借対照表・事業活動(損益)計算書仕訳処理		収支計算書仕訳処理	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方
引当資産取崩	未 収 金 434,400	共済会退職共済金 預け金 434,400	支払資金 434,400	共済会退職共済金 預け金取崩収入 434,400
掛金増加額	未 収 金 22,472	共済会退職共済金 収 益 22,472	支払資金 22,472	共済会退職共済金 収 入 22,472
引当金戻入・退職金計上	共済会退職共済金 引当金 434,400	未 払 金 434,400	共済会退職共済金 支 出 434,400	支払資金 434,400
掛金増加額分の退職金計上	共済会退職共済金 22,472	未 払 金 22,472	共済会退職共済金 支 出 22,472	支払資金 22,472
退職者への送金日	借 方	貸 方	借 方	貸 方
	未 払 金 456,872	未 収 金 456,872	仕訳なし	

2. 共済会より法人（施設）口座へ送金した場合

（1）簡便的方法（現金主義で処理した場合） ～ 3 月 3 1 日付退職者は次年度会計に入れる～

退職金の受領日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書仕訳処理		収支計算書仕訳処理	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方
加入者負担分	預 金 434,400	預 り 金 434,400	仕訳なし	
引当資産取崩	預 金 434,400	共済会退職共済金 預け金 434,400	支払資金 434,400	共済会退職共済金 預け金取崩収入 434,400
掛金増加額	預 金 22,472	共済会退職共済金 収 益 22,472	支払資金 22,472	共済会退職共済金 収 入 22,472
退職者への送金日	借 方	貸 方	借 方	貸 方
加入者負担分	預 り 金 434,400	預 金 434,400	仕訳なし	
引当金戻入・退職金支払	共済会退職共済金 引当金 434,400	預 金 434,400	共済会退職共済金 支 出 434,400	支払資金 434,400
掛金増加額分の退職金支払	共済会退職共済金 22,472	預 金 22,472	共済会退職共済金 支 出 22,472	支払資金 22,472

（2）原則的方法（発生主義で処理した場合） ～ 3 月 3 1 日付退職者は年度内会計に入れる～

決算日（期末 3/31）	損益計算書仕訳処理		収支計算書仕訳処理	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方
引当資産取崩	未 収 金 434,400	共済会退職共済金 預け金 434,400	支払資金 434,400	共済会退職共済金 預け金取崩収入 434,400
掛金増加額	未 収 金 22,472	共済会退職共済金 収 益 22,472	支払資金 22,472	共済会退職共済金 収 入 22,472
引当金戻入・退職金計上	共済会退職共済金 引当金 434,400	未 払 金 434,400	共済会退職共済金 支 出 434,400	支払資金 434,400
掛金増加額分の退職金計上	共済会退職共済金 22,472	未 払 金 22,472	共済会退職共済金 支 出 22,472	支払資金 22,472
退職金の受領日	借 方	貸 方	借 方	貸 方
加入者負担分	預 金 434,400	預 り 金 434,400	仕訳なし	
共済会退職金収入	預 金 456,872	未 収 金 456,872		
退職者への送金日	借 方	貸 方	借 方	貸 方
加入者負担分	預 り 金 434,400	預 金 434,400	仕訳なし	
共済会退職共済金支払	未 払 金 456,872	預 金 456,872		

Ⅲ 掛金累計額を下回る退職共済金を給付する場合

① 合計支給額	215,250 円
② 加入者拠出額	122,880 円
③ 退職共済金額	92,370 円
④ 施設掛金累計額	122,880 円
⑤ 掛金増減額 (③－④)	-30,510 円

1. 共済会より退職者本人口座へ直接送金した場合

(1) 簡便的方法（現金主義で処理した場合） ～ 3 月 3 1 日付退職者は次年度会計に入れる～

退職者への送金日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書仕訳処理		収支計算書仕訳処理	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方
共済会退職共済金支払	共済会退職共済金 引当金 92,370	共済会退職共済金 預け金 92,370	共済会退職共済金 支 出 92,370	共済会退職共済金 預け金取崩収入 92,370
引当資産の取崩・引当金消去	共済会退職共済金 引当金 30,510	共済会退職共済金 預け金 30,510	仕訳なし	

(2) 原則的方法（発生主義で処理した場合） ～ 3 月 3 1 日付退職者は年度内会計に入れる～

決算日（期末 3/31）	貸借対照表・事業活動(損益)計算書仕訳処理		収支計算書仕訳処理	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方
引当資産取崩	未 収 金 92,370	共済会退職共済金 預け金 92,370	支払資金 92,370	共済会退職共済金 預け金取崩収入 92,370
引当金戻入・退職金計上	共済会退職共済金 引当金 92,370	未 払 金 92,370	共済会退職共済金 支 出 92,370	支払資金 92,370
退職給付引当金消去	共済会退職共済金 引当金 30,510	共済会退職共済金 預け金 30,510	仕訳なし	
退職者への送金日	借 方	貸 方	借 方	貸 方
	未 払 金 92,370	未 収 金 92,370	仕訳なし	

2. 共済会より法人（施設）口座へ送金した場合

（１）簡便的方法（現金主義で処理した場合） ～ ３月３１日付退職者は次年度会計に入れる～

退職金の受領日	貸借対照表・事業活動(損益)計算書仕訳処理		収支計算書仕訳処理	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方
加入者負担分	預 金 122,880	預 り 金 122,880	仕訳なし	
引当資産取崩	預 金 92,370	共済会退職共済金 預け金 92,370	支払資金 92,370	共済会退職共済金 預け金取崩収入 92,370
退職給付引当金消去	共済会退職共済金 引当金 30,510	共済会退職共済金 預け金 30,510	仕訳なし	
退職者への送金日	借 方	貸 方	借 方	貸 方
加入者負担分	預 り 金 122,880	預 金 122,880	仕訳なし	
引当金戻入・退職金支払	共済会退職共済金 引当金 92,370	預 金 92,370	共済会退職共済金 支 出 92,370	支払資金 92,370

（２）原則的方法（発生主義で処理した場合） ～ ３月３１日付退職者は年度内会計に入れる～

決算日（期末 3/31）	貸借対照表・事業活動(損益)計算書仕訳処理		収支計算書仕訳処理	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方
引当資産取崩	未 収 金 92,370	共済会退職共済金 預け金 92,370	支払資金 92,370	共済会退職共済金 預け金取崩収入 92,370
引当金戻入・退職金計上	共済会退職共済金 引当金 92,370	未 払 金 92,370	共済会退職共済金 支 出 92,370	支払資金 92,370
退職給付引当金消去	共済会退職共済金 引当金 30,510	共済会退職共済金 預け金 30,510	仕訳なし	
退職金の受領日	借 方	貸 方	借 方	貸 方
加入者負担分	預 金 122,880	預 り 金 122,880	仕訳なし	
引当金戻入・退職金支払	預 金 92,370	未 収 金 92,370		
退職者への送金日	借 方	貸 方	借 方	貸 方
加入者負担分	預 り 金 122,880	預 金 122,880	仕訳なし	
退職給付引当金支払	未 払 金 92,370	預 金 92,370		

マイナンバー制度の概要



マイナンバーとは？

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる個人が特定されないように、住所地や生年月日などとの関係のない番号がまた、法人には1法人1つの法人番号（13桁）が指定されます。

12桁の番号をマイナンバーといいます。割り当てられます。

マイナンバーで、もっと便利に暮らしやすく。

マイナンバーは各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、様々なメリットをもたらします。

公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。

負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。

本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。



国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。

これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。



行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。

被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。



マイナンバーは生涯にわたって使うものです。住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりませんので、大切にしてください。

平成28年1月以降、マイナンバーは、こんな場面で必要になります。

社会保障関係の 手続

年金の資格取得や確認、給付

雇用保険の資格取得や
確認、給付

ハローワークの事務

医療保険の給付の請求

福祉分野の給付、生活保護

など

税務関係の手続

税務署に提出する
確定申告書、
届出書、法定調書などに記載

都道府県・市町村に
提出する申告書、
給与支払報告書などに記載

など

災害対策

防災・災害対策に関する事務

被災者生活再建支援金の給付

被災者台帳の作成事務

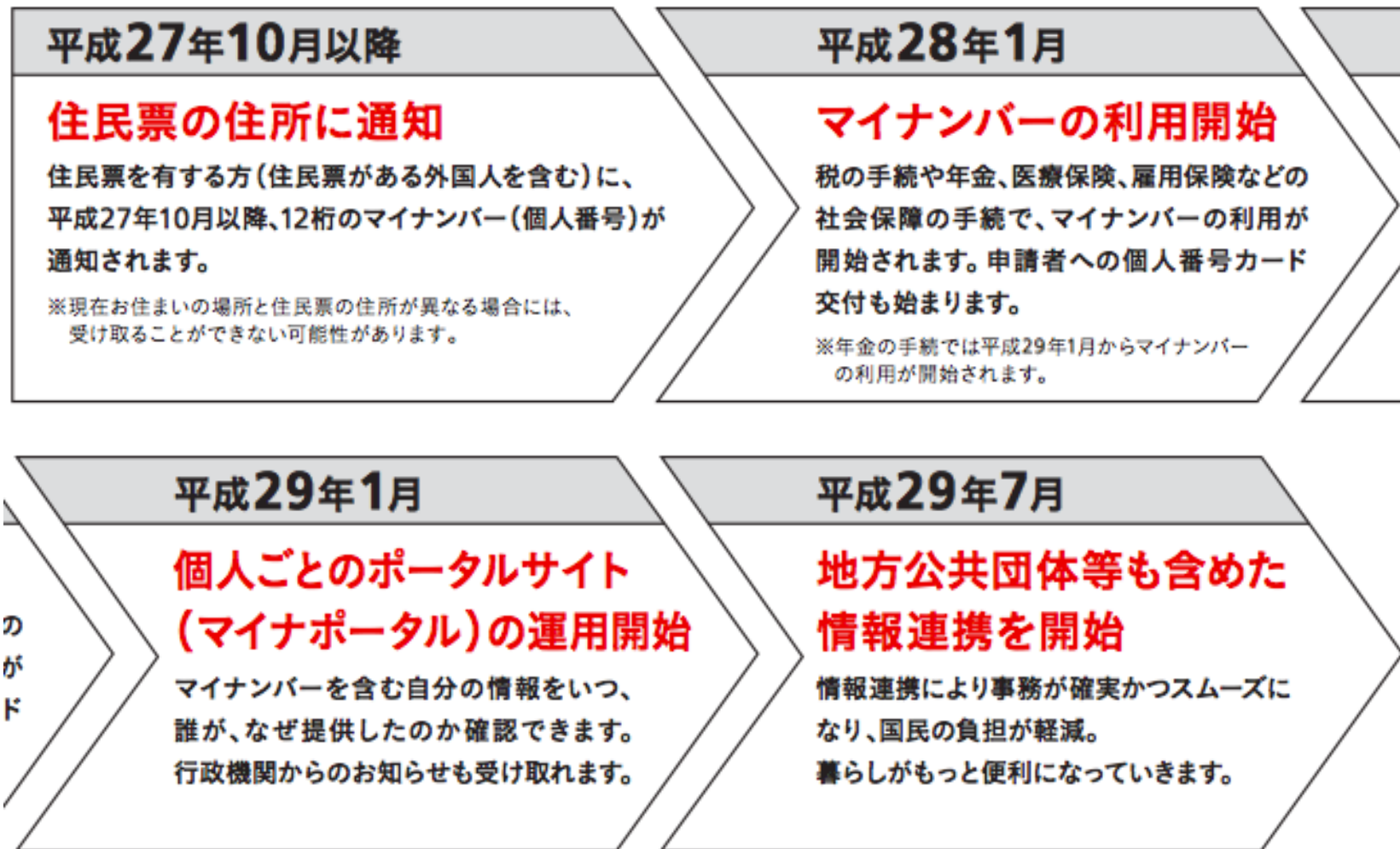
など

マイナンバーは国の行政機関や
地方公共団体などにおいて、
社会保障、税、災害対策の分野で
利用されます。

- 社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続を行うことになります。
- 税の手続において、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務や、これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバー制度実施の流れ



の
が
ド

税務関係の申告書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。（略）

※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

- 税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加
- 法定調書等については、主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載
- これ以外にも、例えば、
 - ・ 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
 - ・ 生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ





税や社会保障の関係書類の様式が変わります。

マイナンバー制度の導入に伴い、様々な税務関係書類の様式も変わります。

税務・社会保険関係で多くの様式が変更される予定ですので、書類作成の際の業務手順の確認や準備などにも必要になります。

例) 給与所得の源泉徴収票

マイナンバー制度導入後

「支払を受ける者」のマイナンバーを記載

「控除対象配偶者」及び「扶養親族」の氏名及びマイナンバーを記載

マイナンバー制度導入前

A6サイズ

A5サイズ

※所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年財務省令第53号)より抜粋

法定調書での主な変更点

- 主に支払者及び支払を受ける者のマイナンバーまたは法人番号を記載するようになり、記入欄が追加されます。
- 給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書のサイズは、A6からA5になります。

※給与所得の源泉徴収票には税務署提出用と本人交付用がありますが、本人交付用には支払者のマイナンバーまたは法人番号は記載しないことになっています。

事業者がマイナンバーを記載する書類(参考例)

税分野

- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票
- 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 不動産の使用料等の支払調書
- 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 給与支払報告書

など

税務署に提出する法定調書などに、従業員や報酬の支払先等のマイナンバーや法人番号を記載

社会保障分野

- 雇用保険被保険者資格取得(喪失)届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届
- 健康保険被扶養者(異動)届
- 国民年金第3号被保険者関係届
- 健康保険・厚生年金保険産前産後休業/育児休業等取得者申出書・終了届

など

健康保険、雇用保険、年金などの手続の場面で提出を要する書面に、従業員等のマイナンバーを記載

退職所得の受給に関する申告書の変更

旧様式

平成 年 月 日		退職所得の受給に関する 申告書		税務署 長 市町村 長 殿		平成 年 分 退職所得申告書		※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	
退職手当の支払者の 所在地 (住所)		氏 名		印		あなたの 現住所		その年 1 月 1 日現在の住所	
退職手当の支払者の 名称 (氏名)		氏 名		印		あなたの 現住所		その年 1 月 1 日現在の住所	

このA欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)									
① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日		年 月 日		③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 年		至 年 月 日 年	
② 退職の区分等		一般 生活扶助の有・無		うち 特定役員等勤続期間		有 自 年 月 日 年		無 至 年 月 日 年	
うち 重複勤続期間		有 自 年 月 日 年		無 至 年 月 日 年		うち 重複勤続期間		有 自 年 月 日 年	

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。									
④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 年		⑤ ③と④の通算勤続期間		自 年 月 日 年		至 年 月 日 年	
うち 特定役員等勤続期間		有 自 年 月 日 年		無 至 年 月 日 年		うち 特定役員等勤続期間		有 自 年 月 日 年	
うち 重複勤続期間		有 自 年 月 日 年		無 至 年 月 日 年		うち 重複勤続期間		有 自 年 月 日 年	

新様式

平成 年 月 日		退職所得の受給に関する 申告書		税務署 長 市町村 長 殿		平成 年 分 退職所得申告書		※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	
退職手当の支払者の 所在地 (住所)		氏 名		印		あなたの 現住所		その年 1 月 1 日現在の住所	
退職手当の支払者の 名称 (氏名)		氏 名		印		あなたの 現住所		その年 1 月 1 日現在の住所	
法人番号 (個人番号)		個人番号		印		あなたの 現住所		その年 1 月 1 日現在の住所	

このA欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)									
① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日		年 月 日		③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 年		至 年 月 日 年	
② 退職の区分等		一般 生活扶助の有・無		うち 特定役員等勤続期間		有 自 年 月 日 年		無 至 年 月 日 年	
うち 重複勤続期間		有 自 年 月 日 年		無 至 年 月 日 年		うち 重複勤続期間		有 自 年 月 日 年	

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。									
④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 年		⑤ ③と④の通算勤続期間		自 年 月 日 年		至 年 月 日 年	
うち 特定役員等勤続期間		有 自 年 月 日 年		無 至 年 月 日 年		うち 特定役員等勤続期間		有 自 年 月 日 年	
うち 重複勤続期間		有 自 年 月 日 年		無 至 年 月 日 年		うち 重複勤続期間		有 自 年 月 日 年	

個人番号
記載欄を
追加

法人番号
記載欄を
追加

退職所得の受給に関する申告書

1. 退職手当等の支給を受ける人が、所得税法第 203条1項各号に掲げる事項を申告書に記載し、退職手当等の支払者に提出する手続です。
2. 国内において退職手当等の支払を受ける居住者は、この申告を行わなければなりません。この申告を行わない場合は、その退職手当等の金額につき20%（平成25年1月1日以後に支払を受けべきものについては20.42%）の税率による源泉徴収が行われることとなります。
3. 退職手当等の支払者は、税務署長から特に提出を求められた場合以外は、税務署への提出の必要はありません（退職手当等の支払者が保管することになっています。）

退職所得の受給に関する申告書(抜粋) 記載例

平成28年2月10日
税務署長
市町村長 殿

平成28年分 ← 退職所得の受給に関する申告書
退 職 所 得 申 告 書

※私署受付印

退職手当の支払者の 所在地 (住所)	〒 903-0804 那覇市首里石嶺町123-456	
	名称 (氏名) 社会福祉法人 琉球福社会	
	法人番号 (個人番号) ※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	
	1 3 0 0 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
あなたの 現住所	〒 903-0804 那覇市首里石嶺町456-789	
	氏 名 沖 縄 秋 子 ㊞	
	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
	その年1月1日現在の住所 同 上	

このA欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A

① 退職手当等の支払を受けること
となった年月日

H 28 年 1 月 31 日

② 退職の区分等

一般 [生活 の 有 無]
障害 扶 助

③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間

自 H10年11月1日 年
至 H28年1月31日 18

うち
特定役員等勤続期間

有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日

うち
重複勤続期間

有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日

B

④ 本年中に支払を受けた他の退職
手当等についての勤続期間

自 年 月 日
至 年 月 日

⑤ ③と④の通算勤続期間

自 年 月 日 年
至 年 月 日

うち
特定役員等勤続期間

有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日

うち
重複勤続期間

有 自 年 月 日 年
無 至 年 月 日

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

退職した年を記入

現在住んでいる住所を記入

氏名を記入のうえ、必ず押印

個人番号を記入

退職した年の1月1日現在の住所を記入

法人番号を記入

◎A欄

勤続年数の期間に1年に満たない端数があるときは、1年に切り上げます

就職日を記入

退職日を記入

退職の区分等を記入

◎B欄

特別な事由に該当する場合は
除きB欄からE欄への記入は
不要

33

2. 退職所得の源泉徴収票

平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票									
支払を受ける者	個人番号								
	住所又は居所								
	平成 年 1月1日の住所								
	氏名 (役職名)								
区	分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額					
				市町村民税	道府県民税				
所得税法第201条第1項第1号及び地方税法第50条の6第1項第1号適用分									
所得税法第201条第1項第2号及び地方税法第50条の6第1項第2号適用分									
所得税法第201条第1項第3号及び地方税法第50条の6第1項第3号適用分									
退職所得控除額		勤続年数	就職年月日	退職年月日					
万円		年	年 月 日	年 月 日					
(摘要)									
支払者	個人番号又は法人番号								
	住所(居所)又は所在地								
	氏名又は名称								
	(電話)								
整理欄		①	②						

支払を受ける者の「個人番号」欄が追加されます。

支払者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されます。

【ポイント】

- 平成 28 年分以後の源泉徴収票から、支払者の個人番号又は法人番号を記載して提出します（個人番号（12桁）を記載する場合は、先頭の1マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。
 - 支払を受ける者の個人番号を記載します。
 - 退職所得の受給に関する申告書の提出を受けることにより個人番号の提供を受ける場合、支払者は、受給者の個人番号カード等により、本人確認を行う必要があります。
 - 提出する方（支払者）が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。
 - 提出者本人の個人番号カードの写し
 - 提出者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真身分証明書の写し
 なお、提出する方（支払者）が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。
- (注) 受給者交付用の源泉徴収票には、個人番号又は法人番号は記載しませんのでご注意ください。

本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への 個人番号の記載は必要ありません！

改正の概要

平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行後の平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました（個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです。）。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので御注意ください。

（参考）

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

個人番号の記載が不要となる税務関係書類 (給与などの支払を受ける方に交付するものに限りです。)

- ・ 給与所得の源泉徴収票
- ・ 退職所得の源泉徴収票
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座年間取引報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書

※ 未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成 28 年 1 月
施行予定

マイナンバー関係書類の保存期間と廃棄

●表3 法定保存期間一覧

種別	関係書類	書類例	保存期間	起算日	根拠法令
所得税	源泉徴収関係	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書、配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書等	7年	法定申告期限	国税通則法70～73条
雇用	雇用保険被保険者資格関係	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、同転勤届受理通知書、同資格喪失確認通知書、離職証明書の事業主控等	4年	完結の日	雇保則143条
	その他雇用保険関係	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人 選任・解任届等	2年	完結の日	雇保則143条
徴収	労働保険徴収・納付関係	労働保険概算・確定保険料申告書、一括有期事業報告書等	3年	完結の日	徴収則72条
労災	徴収法を除く労災保険関係	療養補償給付たる療養の費用請求書、休業補償給付支給請求書等	3年	完結の日	労災則51条
健保	健康保険・厚生年金関係	被保険者資格取得確認、標準報酬決定通知書、標準報酬改定通知書等	2年	完結の日	健保則34条
厚年					厚年則28条

マイナンバー法施行に伴う 退職共済制度の事務取扱いの変更

マイナンバー法への対応について

マイナンバー法の施行に伴い支払者が税務申告する際、法定調書類に個人番号の記載が求められるのに伴い、本会が取扱う沖縄県社会福祉事業共済会「退職共済金」及び福祉医療機構「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」については、平成28年1月1日以降、次のとおり取扱います。

沖縄県社会福祉事業共済会が取扱う退職共済制度

制度名	支払者	備考
1. 退職共済金（沖縄県社会福祉事業共済会）	共済契約者（法人）	
2. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度 （独立行政法人福祉医療機構）	福祉医療機構	事務受託

I 沖縄県社会福祉事業共済会「退職共済金」の取扱い

1 提出書類の様式等の変更

1. 退職時に提出をする書類の様式等の変更

- | | | |
|---------------------------|--------|-------------|
| (1) 共済制度脱退届(様式第6号) | 様式変更なし | (共済会提出) |
| (2) 退職共済金請求書(様式第9号) | 様式変更あり | (共済会提出) |
| (3) 退職所得の受給に関する申告書(様式9-1) | 様式変更あり | (共済会へ提出しない) |

※ 各様式については、本会ホームページ <http://www.kyousai.okishakyo.or.jp/> より様式をダウンロードしてご利用下さい。

2 「退職所得の受給に関する申告書」の取扱い等

- (1) 退職後は共済制度脱退届(様式第6号)、退職共済金請求書(様式第9号) の書類についてはこれまでどおり共済会に提出することになりますが、マイナンバー法の施行により「退職所得の受給に関する申告書」については、個人番号が記載されるため共済会では取扱うことが出来ませんので、提出せずに法人で保管してください。退職所得の受給に関する申告書の提出の有無は、退職金請求書で確認します。
- (2) 共済会から退職共済金の支払に伴う退職共済金支給明細書及び**退職所得の源泉徴収票**を送付します。
- (3) 共済会が代理発行する**退職所得の源泉徴収票**には、事業所番号及び個人番号の記載はありませんので必要な場合に番号の記入をお願いします。
※ 個人発行用の源泉徴収票には、個人番号の記載は必要ありません。

退職共済金請求書(様式9号)の変更

旧様式

様式第9号

退職共済金請求書

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

金 円

カード区分	103	処理区分	1		
加入者番号		借入金残高	貸付金・購買金	ある	ない
住 所	〒(-)			残金の処理状況	
				平成 年 月 日完了	
フリガナ				自 宅	
氏 名	Ⓜ			連絡先	
会員が死亡の 場合受取人の	フリガナ	氏 名			続柄
採用年月日	加入年月日		退職年月日		退職当月の掛金
年 号	年 月 日	年 号	年 月 日	年 号	年 月 日
				1	納付する
				2	納付しない

※ 年号 S=昭和 H=平成

委任状

受給者氏名

当法人の都合により上記の者へ送金することを委任いたします。

委任者(代表者)

印

公印

※ 退職者本人の口座に振込む場合は、この枠内は必ずご記入押印下さい。

請求者

住 所
共済契約者名
代 表 者 名

公印

指 定 口 座

金融機関
銀行
信用金庫
()
普通預金(口座番号)

支 店
支 所
出張所

口 座 名 義
フリガナ

共済会受付

※ 記載された預金通帳の写しを添付下さい。

新様式

様式第9号

退職共済金請求書

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

金 円

カード区分	103	処理区分	1		
加入者番号		借入金残高	貸付金・購買金	ある	ない
住 所	〒(-)			残金の処理状況	
				平成 年 月 日完了	
フリガナ				自 宅	
氏 名	Ⓜ			連絡先	
加入者が死亡の 場合受取人の	フリガナ	氏 名			続柄
採用年月日	加入年月日		退職年月日		退職当月の掛金
年 号	年 月 日	年 号	年 月 日	年 号	年 月 日
				1	納付する
				2	納付しない

※ 年号 S=昭和 H=平成

委任状

受給者氏名

当法人の都合により上記の者へ送金することを委任いたします。

委任者(代表者)

印

公印

※ 退職者本人の口座に振込む場合は、この枠内は必ずご記入押印下さい。

申告書

退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書の受理確認について

1. 受理している 2. 受理していない いずれかの番号に○印を付けて下さい。

注：提出していない場合の源泉徴収税額は、支払いを受ける金額の20.42%相当する金額が課税されます。

請求者

住 所
共済契約者名
代 表 者 名

公印

指 定 口 座

金融機関
銀行
信用金庫
()
普通預金(口座番号)

支 店
支 所
出張所

口 座 名 義
フリガナ

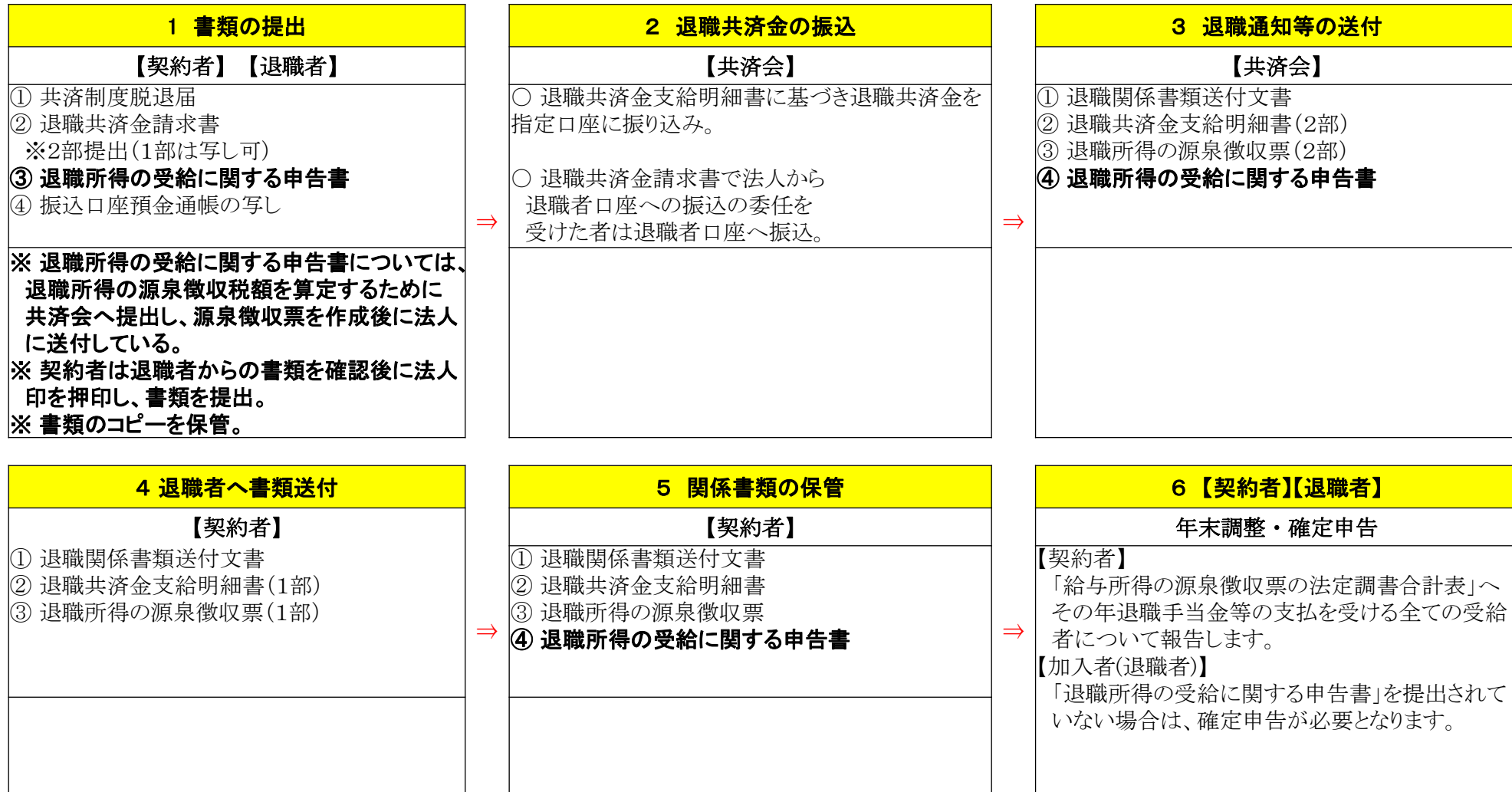
共済会受付

※ 記載された預金通帳の写しを添付下さい。

「退職所得の受給
に関する申告書」
の提出の有無欄を
追加

3. 共済会 退職共済金支給までの流れ

(1) 現 行



(2) 変更後

1 書類の作成・提出
【契約者】 【退職者】
① 共済制度脱退届 ② 退職共済金請求書 ※ 2部提出(1部は写し可) ③ 振込口座預金通帳の写し ④ 退職所得の受給に関する申告書 ※ 退職者が作成し、個人番号を記載 ※マイナンバー法の施行により「退職所得の受給に関する申告書」については、個人番号が記載されるため共済会では取扱うことが出来ませんので、共済会に提出せずに法人で保管。 ※「退職所得の受給に関する申告書の提出の有無は、退職金請求書で確認。 ※ 契約者は退職者からの書類を確認後に法人印を押印し、書類を提出。 ※ 書類のコピーを保管。

2 退職通知等の送付
【共済会】
① 退職関係書類送付文書 ② 退職共済金支給明細書(2部) ③ 退職所得の源泉徴収票(4部)
⇒ ※ 提出書類を受付後に内容を確認し、関係書類を作成し、決定通知を契約者に送付。

3 退職者へ書類送付
【契約者】
① 退職関係書類送付文書 ② 退職共済金支給明細書(1部) ③ 退職所得の源泉徴収票(1部) (個人番号は記入しない。)
⇒ ※ 退職者へ送付する源泉徴収票には個人番号は記入しない。

4 退職共済金の振込
【共済会】
○ 退職共済金支給明細書に基づき退職共済金を指定口座に振り込み。 ○ 退職共済金請求書で法人から退職者口座への振込の委任を受けた者は退職者口座へ振込。

5 関係書類の保管
【契約者】
① 退職関係書類送付文書 ② 退職共済金支給明細書 ③ 退職所得の源泉徴収票 ④ 退職所得の受給に関する申告書
⇒ ※ 退職所得の源泉徴収票に法人番号・個人番号を記入。

6 【契約者】 【退職者】
年末調整・確定申告
【契約者】 「給与所得の源泉徴収票の法定調書合計表」へその年退職手当金等の支払を受ける全ての受給者について報告します。 【加入者(退職者)】 「退職所得の受給に関する申告書」を提出されていない場合は、確定申告が必要となります。

退職共済金支給明細書

退職共済金支給明細書

施設団体控

支給日:平成 年 月 日

作成日:平成 年 月 日

受給者	施設団体番号				施設団体名			
	加入者No.				氏 名			
	加入年月日				退職年月日			
	年号	昭和 年 月 日			年号	平成 年 月 日		
	加入年数		年 月			加入月数		月

退職共済金計算書	計算対象月数	支給率	積立金累計	本人拠出金	支給額明細
	加入6カ月未満(1～5)	0.50			
	加入期間3年未満(35)	0.85			
	3年以上6年未満(36)	1.00			
	6年以上9年未満(36)	1.10			
	9年以上12年未満(36)	1.20			
	※H17年4月改正	1.15			
	12年以上20年未満(96)	1.30			
	※H17年4月改正	1.20			
	20年以上	1.35			
	※H17年4月改正	1.25			
合計(総支給額)					

* 法人拠出金と本人拠出金は同額になります。

キリトリセン

退職一時金支給内訳書

受給者	施設団体番号		施設団体名	
	加入者No.		退職者氏名	
	①合計支給額		②本人拠出額	
	③退職金額			

* ②は預り金で受け入れて下さい。

③は雑収入で受け入れて下さい。(源泉徴収分)

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(A4 4枚セット)

平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票									
支払を受ける者	個人番号								
	住所又は居所								
	平成 年 1月1日の住所								
	氏名	(役職名)							
区	分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額					
				市町村民税	道府県民税				
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分									
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分									
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分									
退職所得控除額		勤続年数	就職年月日	退職年月日					
万円		年	年 月 日	年 月 日					
(摘要)									
支払者	個人番号又は法人番号	(右詰で記載してください。)							
	住所(居所)又は所在地								
	氏名又は名称	(電話)							
	整理欄	①	②						

平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票										
支払を受ける者	住所又は居所									
	平成 年 1月1日の住所									
	氏名	(役職名)								
	区	分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額					
				市町村民税	道府県民税					
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分										
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分										
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分										
退職所得控除額		勤続年数	就職年月日	退職年月日						
万円		年	年 月 日	年 月 日						
(摘要)										
支払者	住所(居所)又は所在地									
	氏名又は名称	(電話)								
	整理欄	①	②							

本会が支払う退職共済金に関する「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」については、本会で支払者を契約者(法人)名でA4用紙に4枚セット(税務署提出用、受給者交付用)を作成し、送付いたします。

平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票									
支払を受ける者	個人番号								
	住所又は居所								
	平成 年 1月1日の住所								
	氏名	(役職名)							
区	分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額					
				市町村民税	道府県民税				
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分									
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分									
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分									
退職所得控除額		勤続年数	就職年月日	退職年月日					
万円		年	年 月 日	年 月 日					
(摘要)									
支払者	個人番号又は法人番号	(右詰で記載してください。)							
	住所(居所)又は所在地								
	氏名又は名称	(電話)							
	整理欄	①	②						

平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票										
支払を受ける者	住所又は居所									
	平成 年 1月1日の住所									
	氏名	(役職名)								
	区	分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額					
				市町村民税	道府県民税					
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分										
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分										
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分										
退職所得控除額		勤続年数	就職年月日	退職年月日						
万円		年	年 月 日	年 月 日						
(摘要)										
支払者	住所(居所)又は所在地									
	氏名又は名称	(電話)								
	整理欄	①	②							

共済会各種様式等

共済事業規程による諸提出書類及び提出期限

	様式名	様式番号	根拠規定	添付書類	提出期限	提出を必要とする事由	備 考
1	共済契約申込書	様式第1号	共済事業規程 第4条		1週間以内（加入施設・団体 登録事項により）	法人が新たに加入をするとき	
2	共済契約変更届	様式第2号	〃 第7条2項（1）		事由発生後早目に提出	契約者の登録事項に変更が生じたとき	
3	加入者届	様式第3号	〃 第8条1項（1）		1週間以内（加入者の必要登 録事項があるため）	職員が新たに加入するとき	
4	加入者休職・復職届	様式第4号	〃 第8条1項（2）		1週間以内	加入者が休職または復職するとき	
5	氏名変更・配置換え届	様式第5号	〃 第8条1項（3）		配置換えは1週間以内	加入者に氏名変更または配置換えが生じた とき	
6	共済制度脱退届	様式第6号	〃 第8条1項（4）		事由発生後早目に提出 様式9号と一緒に提出	1.加入者が退職したとき 2.加入者が死亡したとき（遺族）	
7	継続職員異動届	様式第7号	〃 第8条1項（5）		1週間以内	異動前、異動後の施設団体がいずれも 本共済会に加入している施設・団体職員に 異動があったとき	
8	共済制度掛金納付明細書	様式第8号	〃 第14条2項			退職・休職等で掛金の納付額（引落）に変 更がある場合は、共済会まで事前に連絡す る	毎月共済会で作成し納付依 頼をする。
9	退職共済金請求書	様式第9号	〃 第20条3項（1）	普通預金通帳（写）	事由発生後早めに提出 様式6号と一緒に提出	1.加入者が退職したとき 2.加入者が死亡したとき（遺族）	
10	退職所得の受給に関する申告書 退 職 所 得 申 告 書	様式第9号－1	税務署指定様式		事由発生後作成し事業所で 保管	1.加入者が退職したとき 2.加入者が死亡したとき（作成不要）	共済会には提出しない。
11	結婚・傷病・災害・死亡給付金 請求書	様式第10号	〃 第20条3項（2）	傷病見舞金のみ1ヶ月以上の診断 書の（写） 普通預金通帳（写） 災害の場合は罹災証明書	事由発生後早目に提出。 遡って1年以内	1.加入者が結婚したとき 2.一親等以内が死亡したとき 3.加入者が1ヶ月以上の傷病・療養 があったとき 4.加入者が火災・風災害などの不可効 力等で損害を受けたとき	
12	講座受講助成金様式	別紙様式	講座受講助成金様式	講座受講代金の領収証（写） 普通預金通帳（写）	事由発生後早目に提出	本会指定のカルチャー教室等で加入者が講 座受講をしたとき（年1回）	
13	給与変更届（掛金算定基礎）	別紙様式	共済事業規程 第13条1項			各加入施設・団体に毎年4月1日現在の給 与月額の報告依頼（共済会から毎年1回、 3月に依頼する）	各加入者毎の一覧表により 作成し給与変更届の提出依 頼をする。

共済契約申込書(様式第1号)

様式第1号

共済契約申込書

共済会受付印

一般財団法人 沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会共済事業規程を了承し、
次の通り共済契約を申し込みます。

申込日 平成28年4月1日

共済契約者

法人等の名称及び代表者名(フリガナ)

代表者印

シヤカイフクシキウジン リョウキョウフクシカイ

法人名 社会福祉法人 琉球福祉会

リジチュウ オキナワ イチロウ

代表者名 理事長 沖縄 一郎

郵便番号

9 0 3 - 0 8 0 4

電話番号

(098) 885 - 2821

住所

那覇市首里石嶺町4-373-1

※ 連絡先

電話番号

(098) 885 - 2821

FAX番号

(098) 885 - 2822

担当者名

沖縄 夏子

下記事業所(事業体)を共済契約代行者として届出いたします。

	施設番号	施設の名称及び共済契約代行者氏名(施設長名)・印
	施設の種類	施設所在地
1	677	リョウキョウホクイエン 琉球保育園 印
	保育園	〒903-0803 那覇市首里石嶺町4-444-4 電話番号 (098) 885 -2222 FAX番号 (098) 885 - 2223
		678
2	保育園	〒903-0803 那覇市首里平良1-123-4 電話番号 (098) 885 -2233 FAX番号 (098) 885 - 2234
3		電話番号 () - FAX番号 () -
		電話番号 () - FAX番号 () -
4		電話番号 () - FAX番号 () -
		電話番号 () - FAX番号 () -

共済契約変更届(様式第2号)

様式第2号

共済契約変更届

共済会受付印

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

財団法人沖縄県社会福祉事業共済会共済事業契約規程
第7条の規定に基づき、下記の通り届出いたします。

平成28年7月1日

共済契約者	名称	フリガナ シヤカイフクシホウジン リュウキュウフクシカイ (法人名) 社会福祉法人 琉球福祉会								代表者職・氏名		
	法人住所	郵便番号	9	0	3	—	0	8	0	4	電話番号	(098) 885—2821
		那覇市首里石嶺町4-373-1										

※ 連絡先	電話番号	(098) 885 — 2821
	FAX番号	(098) 885 — 2822
	担当者名	沖縄 夏子

下記事項の変更について届出いたします。

① 共済契約者の変更

共済契約者	名称	フリガナ シヤカイフクシホウジン リュウキュウフクシカイ (法人名) 社会福祉法人 琉球福祉会								代表者職・氏名		
	法人住所	郵便番号	9	0	3	—	0	8	0	4	電話番号	(098) 885—2821
		那覇市首里石嶺町4-373-1										

② 事業所(事業体)・共済契約代行者の変更

	施設番号	施設の種類	施設・事業所名 所在地	TEL FAX	共済契約代行者 氏名(施設長名)
変更後			フリガナ リュウキュウホイクエン 琉球保育園		
			〒 那覇市首里石嶺町5-555-5		
変更前	701		フリガナ リュウキュウホイクエン 琉球保育園	(098) 885-2222 (098) 885-2223	
			〒 903-0803 那覇市首里石嶺町4-444-4		
変更後			フリガナ	() - () -	
			〒		
変更前			フリガナ	() - () -	
			〒		

住所変更

加入者届(様式第3号)

様式第3号		加 入 者 届				共济会受付印	
一般財団法人沖縄県社会福祉事業共济会理事長 殿							
下記のとおり加入申込をいたします。							
平成28年4月1日							
連絡先		電話番号		098-885-2821			
		部署名		総務部			
		担当者		沖縄 夏子			
共济 契約 者	名称	(法人名・施設名)代表者名					
	住所	社会福祉法人琉球福祉会 理事長 沖縄二郎					
		〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1					
カード区分		101					
※印は記入しないでください。							
1	処理 区分	加入者 番 号	施設 番号	氏 名		加入者の住所	
	1	※	※	オキナワ ハナコ 沖縄 花子		那覇市首里平良町1-1-1	
	性別 1.男 2.女	生年月日 S.昭和 H.平成		職 名		年号 H	加入年月日
	1	S	55. 5. 5	事務員		※	標準給与月額 166, 000円
2	処理 区分	加入者 番 号	施設 番号	氏 名		加入者の住所	
	1	※	※	印			
	性別 1.男 2.女	生年月日 S.昭和 H.平成		職 名		年号 H	加入年月日
						※	標準給与月額 円
3	処理 区分	加入者 番 号	施設 番号	氏 名		加入者の住所	
	1	※	※	印			
	性別 1.男 2.女	生年月日 S.昭和 H.平成		職 名		年号 H	加入年月日
						※	標準給与月額 円
4	処理 区分	加入者 番 号	施設 番号	氏 名		加入者の住所	
	1	※	※	印			
	性別 1.男 2.女	生年月日 S.昭和 H.平成		職 名		年号 H	加入年月日
						※	標準給与月額 円



加入者休職・復職届(様式第4号)

様式第4号

加入者休職・復職届

共济会受付印

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共济会理事長 殿

下記のとおり届出いたします。

平成28年6月1日

共 済 契 約 者	名 称	(法人名) シヤカイフクシホウジン リュウキュウフクシカイ 社会福祉法人 琉球福祉会	代表者氏名	理事長 沖縄 二郎
	住 所	〒 903-0804 那覇市首里石嶺町4-3731-1	施 設 名	琉球保育園



	加入者 番 号	加入者氏名	生年月日	事実の発生日	発生コード	備考
1	12345	フリガナ オキナワハナコ 沖縄 花子	1.昭和 S 55/1/11 2.平成	H27年5月31日	1.休職 2.復職	
2	12356	フリガナ オキナワフコ 沖縄 福子	1.昭和 S 58/1/11 2.平成	H27年6月1日 フリガナ	1.休職、2.復職	
3		フリガナ	1.昭和 2.平成 年 月 日	年 月 日	1.休職、2.復職	
4		フリガナ	1.昭和 2.平成 年 月 日	年 月 日	1.休職、2.復職	

加入者氏名変更・配置換え届(様式第5号)

様式第5号

加入者氏名変更・配置換え届

共済会受付印

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

下記のとおり届出いたします。

平成28年1月10日

共済契約者	名称	(法人名) シャカイフクシホウジン リュウキュウフクシカイ 社会福祉法人 琉球福祉会	代表者氏名	理事長 沖縄 太郎
	住所	〒 903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1	施設名	琉球保育園

カード区分	101	処理	2
-------	-----	----	---

【氏名の変更】

	加入者番号	加入者氏名	変更後	変更年月日	備考
1	13579	フリガナ オキナワ ハルコ 沖縄 春子	リュウキュウ ハルコ 琉球 春子	H 28年1月5日	
2		フリガナ	フリガナ	年 月 日	
3		フリガナ	フリガナ	年 月 日	

カード区分	101	処理	2
-------	-----	----	---

【配置換え】

	加入者番号	加入者氏名	変更前	変更後		変更年月日
			施設名	施設名	施設番号	
1	14588	フリガナ 沖縄 奈々子	琉球保育園	那覇保育園		H28年1月1日
2		フリガナ				年 月 日
3		フリガナ				年 月 日

共済制度脱退届(様式第6号)

様式第6号

共済制度脱退届

脱 退 者	加入者番号	11,111	借入金 残 高		円	貸付金・購買金 の 確 認	1. ある 2. ない
	住 所	〒 903-0888 那覇市首里石嶺町123-456				残金の処理状況 平成 年 月 日完了	
	フリガナ	キョウサイ アキコ			自 宅	電話 098 (888) 1212	
	氏 名	共 済 秋 子			連絡先	電話 ()	
	職 名	保育士	性別	1. 男 2. 女	年 号	S・昭和 H・平成	
	加 入 年月日	1.昭和 2.平成 10 年11月 1日			脱 退 年月日	平成 27 年 12 月 31 日	
	脱退の 理 由	該当する符号に○印を付してください。 1. 普通退職 2. 定年退職 3. 傷病退職 4. 本人死亡 5. その他()					

上記の者は、一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会共済事業規程第18条の規定により
資格を喪失したので届出ます。

平成28年1月10日

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

施 設 団 体 名 社会福祉法人 琉球福社会
所 属 長 名 理事長 沖 縄 二 郎

共済会受付印

フリガナ

社会福祉法人
琉球福社会
理事長の印

継続職員異動届(様式第7号)

様式第7号

継続職員異動届

一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

財団法人沖縄県社会福祉事業共済会共済事業契約規程
第8条第1項第5号の規定に基づき、下記の通り届出いたします。

共済会受付印

平成28年8月1日届出

カード区分	101	処理	2	加入者番号	12,121	施設団体番号	※	
加入者氏名	フリガナ ヤマガワ ハナコ 山 川 花 子			加 入 年 月 日	昭 平 12年 12月 1日	性 別	男	女
異動前の職種	事務員			異動後の職種	事務員			
異動年月日	平成 27 年 7 月 31日退職				平成 27 年 8 月 1 日再就職			
異動前の月俸	140, 000円			異動後の月俸	144, 000円			

異動前	法人名 代表者名	社会福祉法人 琉球福祉会 理事長 沖 縄 二 郎	事福法社 長社人會 の会琉福 印理福社 公印
異動後	法人名 代表者名	社会福祉法人 那覇福祉会 理事長 那 覇 一 郎	事福法社 長社人會 の会那福 印理覇社 公印

※ 年号 S=昭和 H=平成

- (注) 1. この届は、異動前共済契約者が必要事項を記入し、異動後共済契約者へ送付し、必要事項を記入後、共済会へ提出してください。
2. 転出日、転入日が引続かない場合は、継続職員となりませんので注意してください。
3. この届を提出した場合は、その被共済職員にかかる「加入者届」は提出しないでください。

退職共済金請求書(様式第9号)

様式第9号											
退職共済金請求書											
一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿								金	円		
カード区分		103		処理区分		1					
受給者	加入者番号		11,111			借入金残高		貸付金・購買金		ある	ない
	住 所		〒(903 -0888) 那覇市首里石嶺町123-456					残金の処理状況			
	フリガナ		キョウサイ アキコ					自 宅			
	氏 名		共 済 秋 子					連絡先		098-888-1212	
	加入者が死亡の 場合受取人の		フリガナ 氏 名							続柄	
	採用年月日		加入年月日		退職年月日		退職当月の掛金				
	年号	H10 年11 月 1 日		年号	H10 年11 月 1 日		年号	H 27年12 月31日		1 納付する 2 納付しない	
※ 年号 S=昭和 H=平成											
委任状	受給者氏名		共 済 秋 子					※ 退職者本人の口座に振込む場合は、この枠内は必ずご記入押印下さい。			
			当法人の都合により上記の者へ送金することを委任いたします。					社会福祉法人 琉球福祉会			
	委任者(代表者)		理事長 沖 縄 二 郎					社会福祉法人 琉球福祉会 理事長 沖 縄 二 郎			
申告書	退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書の受理確認について										
	1. 受理している 2. 受理していない いずれかの番号に○印を付けて下さい。										
	注：提出していない場合の源泉徴収税額は、支払いを受ける金額の20.42%相当する金額が課税されます。										
請求者	住 所		那覇市首里石嶺町456-789					社会福祉法人 琉球福祉会			
	共済契約者名		社会福祉法人 琉球福祉会					理事長 沖 縄 二 郎			
	代 表 者 名		理事長 沖 縄 二 郎					社会福祉法人 琉球福祉会 理事長 沖 縄 二 郎			
	指 定 口 座		銀行					支 店			
	金融機関		沖縄 信用金庫 沖縄					支 所 出張所			
	普通預金(口座番号)		口 座 名 義		フリガナ		キョウサイ アキコ				
	〇〇〇〇〇〇				共 済 秋 子						
※ 記載された預金通帳の写しを添付下さい。											

結婚・傷病・災害・死亡給付金請求書(様式第10号)

様式第10号

結婚・傷病・災害・死亡給付金請求書

一般財団法人
沖縄県社会福祉事業共済会理事長 殿

共済事業規程に定める下記給付金について次のとおり請求しますので、
決定のうえは下記口座へお支払下さるようお願いいたします。

カード区分	104	処理区分	1
-------	-----	------	---

※印は記入しないで下さい。

加入者番号	第 11,111号	加入年月日	昭和 平成 20 年 11 月 1 日
種別番号	2	一金 10,000 円	給付年月日 ※ 年 月 日
施設団体名	社会福祉法人 琉球福祉会		種別事由 2.結婚祝金 平成 27 年 10 月 10 日婚姻 3.傷病見舞金 (医師による診断書を添付) ※1ヶ月以上(写でも可) 4.災害見舞金 (添付書類:) 5.死亡弔慰金 (続柄:) 平成 年 月 日死亡
加入者・請求者	住 所	〒 903-0888 那覇市首里石嶺町123-456	
	職 名	保育士	
	氏 名	共 済 秋 子	
	加入者が死亡の場合受取人の氏名	フリガナ 氏名	
		印	続柄

注記: 2から5までの何れかを該当するものに○印及び記入をして下さい。
該当するものの添付書類は、申請書と同時に提出して下さい。

上記のとおり申請いたします。

申請年月日 平成27年10月25日

申請者	住 所	那覇市首里石嶺町123-456		社会福祉法人 琉球福祉会 理事長 沖 縄 二 郎
	共済契約者名	社会福祉法人 琉球福祉会		
	代 表 者 名	理事長 沖 縄 二 郎		
	指 定 口 座			
	金融機関	沖 縄 銀 行 信用金庫	沖 縄 支 店 支 所	出張所
普通預金(口座番号)		フリガナ 口座名義	キョウサイ アキコ	
〇〇〇〇〇〇		共 済 秋 子		

※ 記載された預金通帳の写しを添付して下さい。

Ⅱ 福祉医療機構及び共済会加入者の退職金請求事務の取扱い

1 共済会に提出をする書類の様式等の変更

- (1) 被共済職員退職届(約款様式第7号) (様式変更あり)
- (2) 退職手当金請求書・合算申出書(約款様式第7号の②)と退職所得の受給に関する申告書 (様式変更あり)
- (3) 本人確認貼付用紙(個人番号確認用 添付書類) (新規)

※ 以上3点の「ホッチキス留め」(マイナンバーが第三者の目に触れない事への対策)を行い、その後、4枚目の書類として次の(4)の「退職所得の源泉徴収票(退職共済金分)」をホッチキス留めにしてご提出下さい。

- (4) 退職所得の源泉徴収票(退職共済金分)を添付 (新規)

2 共済会退職共済金の退職所得の源泉徴収票等の取扱い

- (1) 支払者である機構は、法の施行により退職所得に関する法定調書類に請求者の個人番号が必要になります。
- (2) 「退職所得の受給に関する申告書」(以下「退職所得申告書」という。)内に設けられる個人番号記入欄に、請求者本人(退職者)が個人番号を記入します。
- (3) これまで共済会から給付される退職共済金の「退職所得の源泉徴収票」は本会で「退職所得申告書」に貼付けして機構に送付していましたが、法の施行により、個人番号が記載される「退職所得申告書」を共済会は取扱うことが出来なくなります。
- (4) これまで共済会で貼付けしていた「退職所得の源泉徴収票」は法人の方へ送付いたしますので、法人から請求者へ交付して下さい
- (5) 共済会から給付される退職共済金は、退職所得申告書に反映させる必要があり、今後は請求者本人が退職所得申告書への貼付け(添付)作業を行う事になります。

(6) 具体的な対応

「退職所得申告書」への源泉徴収票の添付作業は原則として請求者本人が行うものですが、しかし現実的な問題として難しいため、次の対応をお願いします。

福祉医療機構の退職所得申告書に添付する「退職所得の源泉徴収票」(共済会 退職共済金分)は、本来、受給者交付用の源泉徴収票ですので、個人番号を記載する必要がありません。

従って、前記の原則論を踏まえたうえで共済契約者(法人)において対応(添付)していただくことが妥当と考えます。

※ 源泉徴収票を共済契約者(法人)において添付する旨請求者の了解を得ること。

※ 源泉徴収票の訂正等を行わないこと。

(7) 福祉医療機構加入者の退職金請求手続きは、共済会から「退職共済金支給明細書」及び「退職所得の源泉徴収票(退職共済金分)」到着後に行ってください。

2 福祉医療機構及び共済会加入者の退職金請求事務の流れ

現 行	1 書類の作成 【契約者】 【請求者】 ① 退職手当金請求書(契約者) ② 被共済職員退職届(請求者) ③ 退職所得の受給に関する申告書(請求者) ※ ()内の記載者が作成。 ※ 原本1部、コピー2部 コピー1部を契約者控えとして保管	⇒	2 書類の提出 【契約者】 ① 退職手当金請求書 ② 被共済職員退職届 ③ 退職所得の受給に関する申告書 ※ 原本1部、コピー1部 合計2部提出	⇒	3 書類の受付 【共済会】 ① 退職手当金請求書 ② 被共済職員退職届 ③ 退職所得の受給に関する申告書 ※ 内容確認・押印漏れ等、不備については返却 ※ 退職所得の受給に関する申告書へ「源泉徴収票」の添付	⇒	4 書類の発送 【共済会】 ① 共済契約者番号順 ② 職員番号順 ※ 番号順に並べて発送
変 更 後	1 書類の作成 【契約者】 【請求者】 ① 被共済職員退職届【契約者】 ② 退職手当金請求書・合算申出書 退職所得の受給に関する申告書【請求者】 ③ 本人確認貼付用紙【請求者】 ④ 退職所得の源泉徴収票(退職共済金分)を添付【契約者】 ※【 】内の記載者が作成。 ※機構加入者の退職金請求手続きは、共済会から「退職所得の源泉徴収票(退職共済金分)」到着後に行ってください。	⇒	2 書類の提出 【契約者】 ① 被共済職員退職届 ② 退職手当金請求書・合算申出書 退職所得の受給に関する申告書 ③ 本人確認貼付用紙 ④ 退職所得の源泉徴収票(退職共済金分)を添付 ※ 上から①、②、③、④の順に重ねあわせ、個人番号が見えない措置を講じて提出。	⇒	3 書類の受付 【共済会】 ① 被共済職員退職届 ② 退職手当金請求書・合算申出書 退職所得の受給に関する申告書 ③ 本人確認貼付用紙 ④ 退職所得の源泉徴収票(退職共済金分)を添付 ※ ②～④のマイナンバーを記載した書類に関しては、確認は行いません。	⇒	4 書類の発送 【共済会】 ① 共済契約者番号順 ② 職員番号順 ※ 番号順に並べて発送

福祉医療機構 提出書類

② 請求書・合算申出書

（約款様式第7号の2）

退職手当金請求書・合算申出書

独立行政法人福祉医療機構 理事長 様

記入日 平成 年 月 日

私は、上記注意事項等を理解した上で、☐ 退職手当金を請求します。なお、請求する私は反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力への関与はありません。
☐ 合算制度を利用します **※合算制度を利用する場合は「請求者（利用者）」欄以外の記入の必要はありません。**

請求者 312 請求者区分（続柄） フリガナ 313
1 退職者本人
2 相続人（ ） 氏 名 314

【注意事項】
・退職手当金請求または合算制度の利用はこの書類をもって行います。
・退職手当金の支給はこの届出書類が機構に到着してから概ね2ヵ月で行われますが、請求が集中する時期は更に時間を要することがあります。
【支給制限】
・自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職したときは、退職手当金が支給されないことがあります。
・虚偽の記載があった場合は、退職手当金が支給されないことがあります。

機構受付日付印

生 年 月 日 315
1 明治 年 月 日 316
2 大正 年 月 日 317
3 昭和 年 月 日 318
4 平成 年 月 日 319

連絡先電話番号 320
市外局 局 番号 321

502

540 本店・支所 569
支店・出張所

座 名 義 565
カタカナで記入してください） [あなた以外の預金口座には送金できません]

566

567

568

569

570

571

572

573

574

575

576

577

578

579

580

581

582

583

584

585

586

587

588

589

590

591

592

593

594

595

596

597

598

599

600

① 被共済職員退職届

◎ 共済契約者は、原本1部と写し1部を業務委託先（都道府県社会協議会等）にご提出ください（また、写し1部を共済契約者控えとしてお手元に残してください）。
◎ 給付台帳等の確認書類の提出を依頼することがあります（事前添付可）。
（約款様式第7号）

被共済職員退職届

独立行政法人福祉医療機構 理事長 様

平成 年 月 日 次のとおり被共済職員が退職したので届出ます。

職員番号 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

退職理由（該当する番号を○で囲んでください）
① … 普通退職（結婚・定年・転職などの自己都合による退職に該当するとき）
② … 普通退職（平成13年3月31日以前の加入者が①以外による退職に該当するとき）
③ … 業務上の傷病又は業務上の死亡による退職
④ … 犯罪等による退職

退職理由により添付書類が必要な場合があります。

退職した月以前6か月の本俸月額
（ただし、①退職日が月末でない月及び、②被共済職員期間とならない月は除きます）

年 月 俸 給 表 の 額
（平成（年）（月））
199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

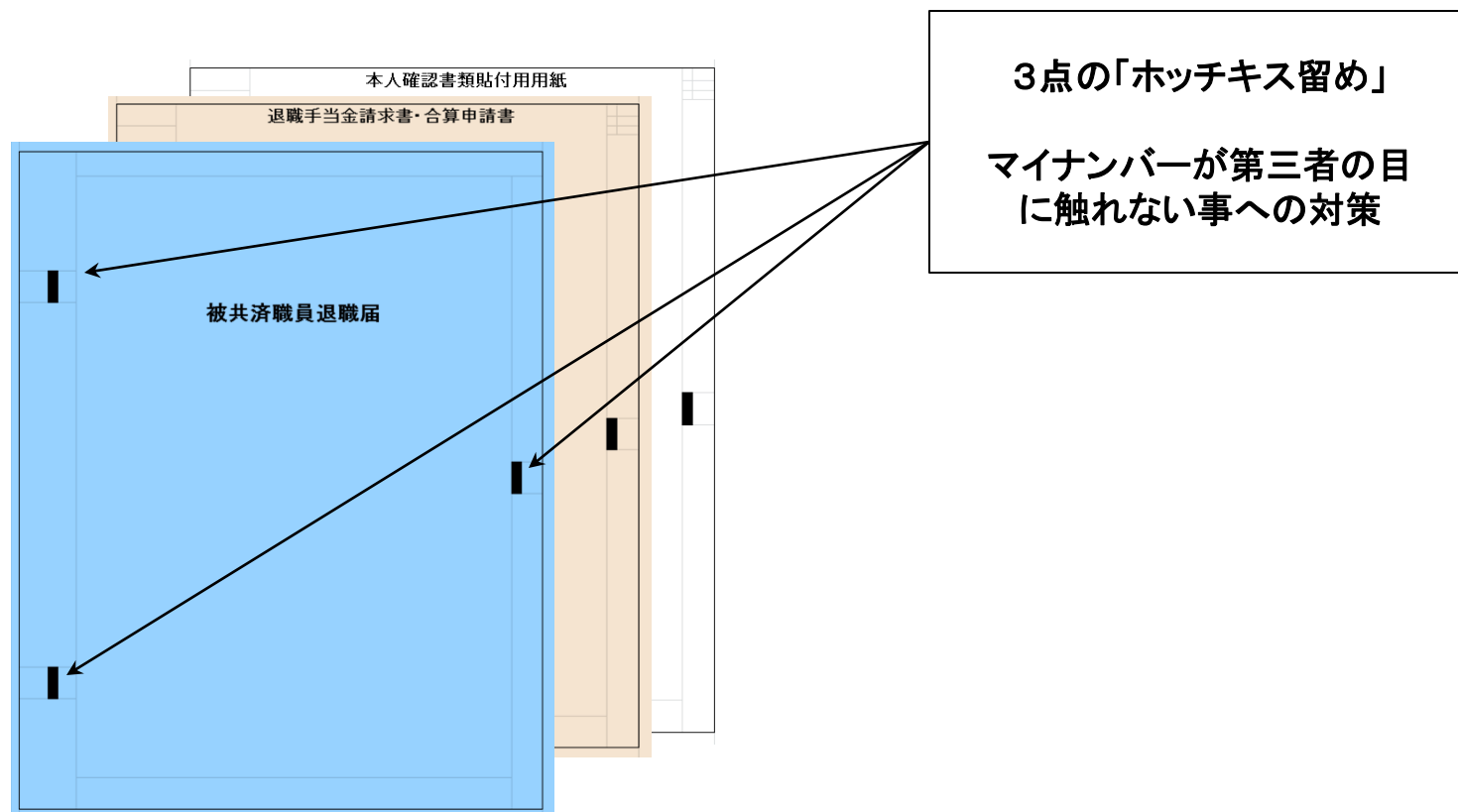
業務に就いた日数が10日以下の月
（被共済職員期間とならない月）

月 名 計
150 161 172 183 194 205 216 227 238 249 260 271 282 293 304 315 326 337 348 359 370 381 392 403 414 425 436 447 458 469 480 491 502 513 524 535 546 557 568 579 590 601 612 623 634 645 656 667 678 689 700 711 722 733 744 755 766 777 788 799 810 821 832 843 854 865 876 887 898 909 920 931 942 953 964 975 986 997 1000

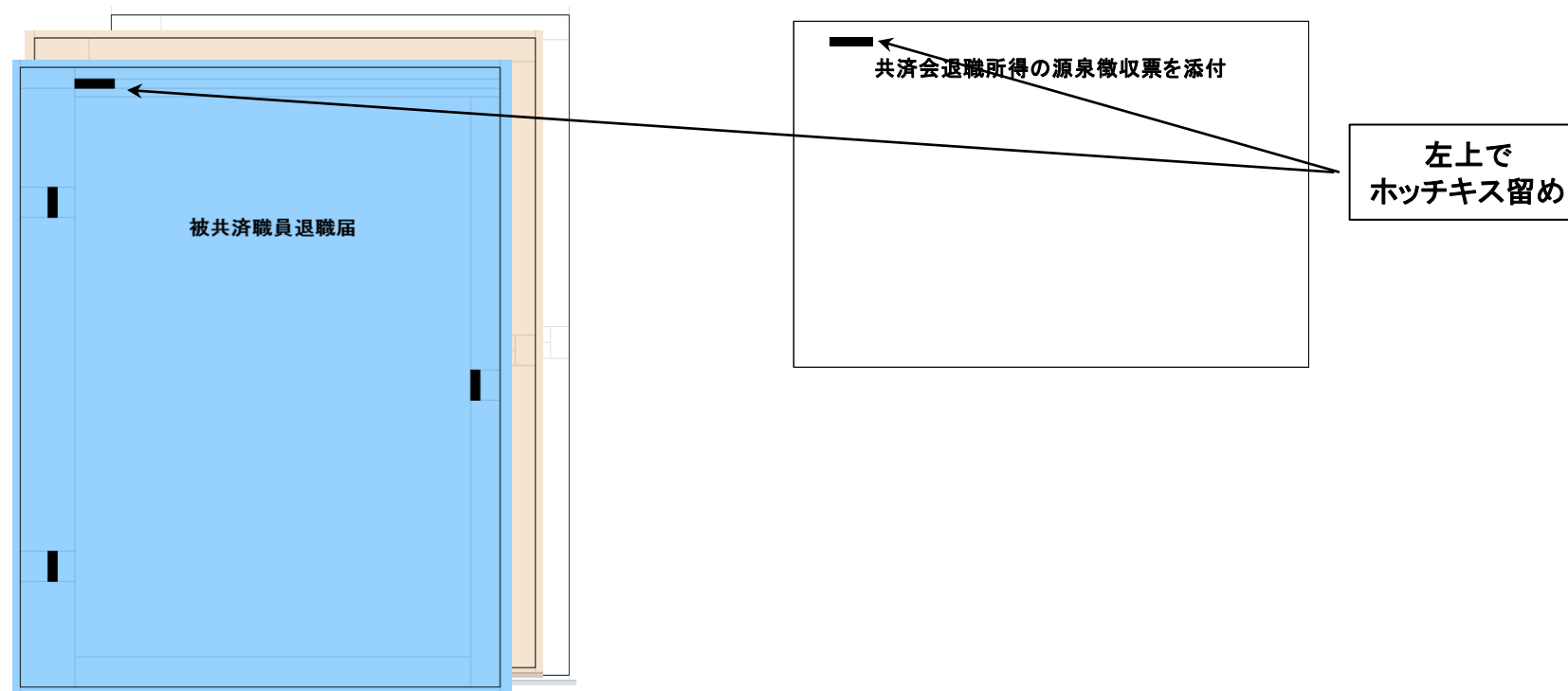
業務上の傷病による休業期間（現認証明書書の添付が必要）

176 1 新規 2 変更 3 再取得
177 年 月 日 183日
178 年 月 日 184日
179 年 月 日 185日
180 年 月 日 186日
181 年 月 日 187日
182 年 月 日 188日
183 年 月 日 189日
184 年 月 日 190日
185 年 月 日 191日
186 年 月 日 192日
187 年 月 日 193日
188 年 月 日 194日
189 年 月 日 195日
190 年 月 日 196日
191 年 月 日 197日
192 年 月 日 198日
193 年 月 日 199日
194 年 月 日 200日
195 年 月 日 201日
196 年 月 日 202日
197 年 月 日 203日
198 年 月 日 204日
199 年 月 日 205日
200 年 月 日 206日
201 年 月 日 207日
202 年 月 日 208日
203 年 月 日 209日
204 年 月 日 210日
205 年 月 日 211日
206 年 月 日 212日
207 年 月 日 213日
208 年 月 日 214日
209 年 月 日 215日
210 年 月 日 216日
211 年 月 日 217日
212 年 月 日 218日
213 年 月 日 219日
214 年 月 日 220日
215 年 月 日 221日
216 年 月 日 222日
217 年 月 日 223日
218 年 月 日 224日
219 年 月 日 225日
220 年 月 日 226日
221 年 月 日 227日
222 年 月 日 228日
223 年 月 日 229日
224 年 月 日 230日
225 年 月 日 231日
226 年 月 日 232日
227 年 月 日 233日
228 年 月 日 234日
229 年 月 日 235日
230 年 月 日 236日
231 年 月 日 237日
232 年 月 日 238日
233 年 月 日 239日
234 年 月 日 240日
235 年 月 日 241日
236 年 月 日 242日
237 年 月 日 243日
238 年 月 日 244日
239 年 月 日 245日
240 年 月 日 246日
241 年 月 日 247日
242 年 月 日 248日
243 年 月 日 249日
244 年 月 日 250日
245 年 月 日 251日
246 年 月 日 252日
247 年 月 日 253日
248 年 月 日 254日
249 年 月 日 255日
250 年 月 日 256日
251 年 月 日 257日
252 年 月 日 258日
253 年 月 日 259日
254 年 月 日 260日
255 年 月 日 261日
256 年 月 日 262日
257 年 月 日 263日
258 年 月 日 264日
259 年 月 日 265日
260 年 月 日 266日
261 年 月 日 267日
262 年 月 日 268日
263 年 月 日 269日
264 年 月 日 270日
265 年 月 日 271日
266 年 月 日 272日
267 年 月 日 273日
268 年 月 日 274日
269 年 月 日 275日
270 年 月 日 276日
271 年 月 日 277日
272 年 月 日 278日
273 年 月 日 279日
274 年 月 日 280日
275 年 月 日 281日
276 年 月 日 282日
277 年 月 日 283日
278 年 月 日 284日
279 年 月 日 285日
280 年 月 日 286日
281 年 月 日 287日
282 年 月 日 288日
283 年 月 日 289日
284 年 月 日 290日
285 年 月 日 291日
286 年 月 日 292日
287 年 月 日 293日
288 年 月 日 294日
289 年 月 日 295日
290 年 月 日 296日
291 年 月 日 297日
292 年 月 日 298日
293 年 月 日 299日
294 年 月 日 300日
295 年 月 日 301日
296 年 月 日 302日
297 年 月 日 303日
298 年 月 日 304日
299 年 月 日 305日
300 年 月 日 306日
301 年 月 日 307日
302 年 月 日 308日
303 年 月 日 309日
304 年 月 日 310日
305 年 月 日 311日
306 年 月 日 312日
307 年 月 日 313日
308 年 月 日 314日
309 年 月 日 315日
310 年 月 日 316日
311 年 月 日 317日
312 年 月 日 318日
313 年 月 日 319日
314 年 月 日 320日
315 年 月 日 321日
316 年 月 日 322日
317 年 月 日 323日
318 年 月 日 324日
319 年 月 日 325日
320 年 月 日 326日
321 年 月 日 327日
322 年 月 日 328日
323 年 月 日 329日
324 年 月 日 330日
325 年 月 日 331日
326 年 月 日 332日
327 年 月 日 333日
328 年 月 日 334日
329 年 月 日 335日
330 年 月 日 336日
331 年 月 日 337日
332 年 月 日 338日
333 年 月 日 339日
334 年 月 日 340日
335 年 月 日 341日
336 年 月 日 342日
337 年 月 日 343日
338 年 月 日 344日
339 年 月 日 345日
340 年 月 日 346日
341 年 月 日 347日
342 年 月 日 348日
343 年 月 日 349日
344 年 月 日 350日
345 年 月 日 351日
346 年 月 日 352日
347 年 月 日 353日
348 年 月 日 354日
349 年 月 日 355日
350 年 月 日 356日
351 年 月 日 357日
352 年 月 日 358日
353 年 月 日 359日
354 年 月 日 360日
355 年 月 日 361日
356 年 月 日 362日
357 年 月 日 363日
358 年 月 日 364日
359 年 月 日 365日
360 年 月 日 366日
361 年 月 日 367日
362 年 月 日 368日
363 年 月 日 369日
364 年 月 日 370日
365 年 月 日 371日
366 年 月 日 372日
367 年 月 日 373日
368 年 月 日 374日
369 年 月 日 375日
370 年 月 日 376日
371 年 月 日 377日
372 年 月 日 378日
373 年 月 日 379日
374 年 月 日 380日
375 年 月 日 381日
376 年 月 日 382日
377 年 月 日 383日
378 年 月 日 384日
379 年 月 日 385日
380 年 月 日 386日
381 年 月 日 387日
382 年 月 日 388日
383 年 月 日 389日
384 年 月 日 390日
385 年 月 日 391日
386 年 月 日 392日
387 年 月 日 393日
388 年 月 日 394日
389 年 月 日 395日
390 年 月 日 396日
391 年 月 日 397日
392 年 月 日 398日
393 年 月 日 399日
394 年 月 日 400日
395 年 月 日 401日
396 年 月 日 402日
397 年 月 日 403日
398 年 月 日 404日
399 年 月 日 405日
400 年 月 日 406日
401 年 月 日 407日
402 年

福祉医療機構書類のホッチキス留めの方法



福祉医療機構書類への共済会退職所得の源泉徴収票を添付



ホッチキス留めした福祉医療機構提出書類の後ろに共済会の「退職所得の源泉徴収票」をホッチキス留めして、共済会に提出する。